

議案第五十五号

職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年六月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年六月三十日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに」を「特別車両料金及び」に改める。

第十五条第一項中「及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに」を「特別船室料金及び」に改める。

第三十一条中「第六十八条」を「第六十四条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。